

参議院通商産業委員会會議録第十九号

昭和二十六年十一月二十九日(木曜日)
午前十一時二十四分開会

出席者は左の通り。

理事

委員

古池 信三君
廣瀬興兵衛君

中川 以良君
松本 昇君

山内 卓郎君
山川 良一君

佐多 忠隆君
島 清君

堀野 清雄君
西田 隆男君

油井賢太郎君
衆議院議員

中村 幸八君
政府委員

小笠 公昭君
中小企業庁長官

山本友太郎君
常任委員

小田橋貞寿君
常任委員

小田橋貞寿君
常任委員

小田橋貞寿君
常任委員

小田橋貞寿君
常任委員

小田橋貞寿君
常任委員

小田橋貞寿君
常任委員

小田橋貞寿君
常任委員

続きまして、商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案につきまして審議を継続したいと存じます。なお、おちよつと申上げておきますが、只今衆議院から中村議員と、政府側としては中小企業庁長官が見えておられます。小企業庁長官が先にお願いをいたしました。

○油井賢太郎君 長官に二、三お伺いしておきたいのですが、商工中金が組合員直接に貸出をするというふうな制度になりまして、これは非常に都合がよいと思ふのです。併し組合の基礎がそれによつて弛むというふうなことはお考えにならないかどうかという点です。なぜかと申しますと、今まで組合というものはその傘下の組合員の信用状態とか、いろいろそういう点をよく熟知して、組合で借入金金を商工中金からしてそれを更に組合員に貸すというふうな転貸の方式をとつておつたのが相当あるわけですね。その節や、利子の日歩の差金というものをとつて組合の基礎というものが、一部にしておつたと思うのですが、そういうことが今後組合員が直接中金に参りますと、いうと、なくなつて来るのではないかと、思うのです。そういう際、組合として、いわゆる経済的立場が脆弱になるというふうな点が生じないかと思ふのです。が、それに対してはどうお考えになつておられますか。

○政府委員(小笠公昭君) 先ず第一に直接組合員が行つて、商工中金と取引するということになりまして、組合の結合に影響が起りやしないかというところでありまして、その点は一応憂慮されるのであります。組合の実際の問題から申しますと、組合が金融事業を中心に行う、それだけを行うというところでもありませんし、その他の事業も行いますので、全体的に見てそれほど心配はないんじゃないかと考えております。なおその心配をできるだけ少なくする、こういう意味で昨日もお尋ねがあつたように思ふのですが、この個人が商工中金と取引する場合に組合の承諾といひますか、組合と連絡をしてやつて行くべきではないか、こう考へてその運用上に遺憾なきを期して行きたいと考へておるのではありませんか。

それから第二点のいわゆる直接取引をしますと、従来商工中金から日歩三銭ぐらいで組合が借入れて組合が組合手数料として二銭なり三銭なり取る、結局組合員が借りる場合に五銭見当になる。従いましてその二銭なら二銭の組合手数料が組合経営の経費の面における影響が出て来るわけでありまして、組合本来の趣旨は組合員がよく、便利になることが先ず第一なんです、便利になり向上を図つて行くということにありまして、この制度が全体的に見て組合員の経営の改善に役立つというところであれば、その点は別途組合経費をできるだけ節約するというふうな方向、若し足りないければ組合経費の付加という形で穴を埋めて行くというふう

うにいたしたいと思ふのでございませう。こう考へておるわけでありませう。○油井賢太郎君 最近協同組合の内容が以前のように強固加入というふうなことがないために各地において薄弱極まるものになりつゝあるという傾向が多いのです。これに関連して組合の強化というものを図るような施策をとらしたほうが却つて組合員のためになることが多いいんじゃないかと思ふのです。その点が今のところ極めて貧弱なために有名無実の組合が各地に出るような傾向でありまして、これに対して長官としては何らかの対策を講じられておられますか。

○政府委員(小笠公昭君) お答えいたします。組合、中小企業等協同組合法の精神は御承知の通り自由な結合と、いうことを建前にいたしております。従いまして強制加入というふうな制度を認めておらんのであります。が、そのために御指摘のようなことが大きな問題が出て来て組合員の結束というふうな点に影響のある向もあるようでありませう。これはこの制度は飽くまでも組合の自主的な結合というものを中心に狙つておる制度でありますので、制度としてはこのままで行くほうが本来の姿だと考へておるのではありません。併しながら一方において相当組合の性格を日利見的にして行くという、こういう向きが出ないとも限らない。そこで組合の強化の方策としては先ず組合の事業をよくして行くという方向にお

いて組合の助成の問題を考へる。或いは組合の事業自体の指導をやつて行くというふうな、手打つて行かなければならぬのでありまして、で私もこの強化の線に努力を怠らないたしておるわけでありませう。いろいろ、な手があると思ふますが、御指摘のような点を十分頭に置いて指導をして参りたいと考へております。

○油井賢太郎君 なお只今のお話の組合助成の問題ですが、具体的方策、或いは政府の施策というものをちよつとお示し願ひたいと思ひます。

○政府委員(小笠公昭君) 組合助成の第一は、組合の事業を強化させて行くというふうなことが先ず第一に考へられるのであります。そのために共同施設等に対しては政府としては予算の許す限りにおいてこれを補助金を出して行くというのをやつておるわけでありませう。一昨年度が三千万円、本年は約二億、二十七年におきましては、この制度を推進して行くというものが私は是非必要だと考へておるわけでありませう。これが一つ、それからもう一つの問題は組合の指導費というものをできるだけ各府県にも流しておる、こういう現状であります。金額としては微弱であります。が、組合指導費といふものを政府の補助を府県に対する補助として流しておる。これもできるだけ増額の方角に努めなければならぬと考へておるわけでありませう。それから第三点

加という形で穴を埋めて行くというふう

うにいたしたいと思ふのでございませう。こう考へておるわけでありませう。○油井賢太郎君 最近協同組合の内容が以前のように強固加入というふうなことがないために各地において薄弱極まるものになりつゝあるという傾向が多いのです。これに関連して組合の強化というものを図るような施策をとらしたほうが却つて組合員のためになることが多いいんじゃないかと思ふのです。その点が今のところ極めて貧弱なために有名無実の組合が各地に出るような傾向でありまして、これに対して長官としては何らかの対策を講じられておられますか。

○政府委員(小笠公昭君) お答えいたします。組合、中小企業等協同組合法の精神は御承知の通り自由な結合と、いうことを建前にいたしております。従いまして強制加入というふうな制度を認めておらんのであります。が、そのために御指摘のようなことが大きな問題が出て来て組合員の結束というふうな点に影響のある向もあるようでありませう。これはこの制度は飽くまでも組合の自主的な結合というものを中心に狙つておる制度でありますので、制度としてはこのままで行くほうが本来の姿だと考へておるのではありません。併しながら一方において相当組合の性格を日利見的にして行くという、こういう向きが出ないとも限らない。そこで組合の強化の方策としては先ず組合の事業をよくして行くという方向にお

として組合強化の一つの方法は、組合の種類にもよりますが、組合を中心として技術の向上であるとか、或いはいろいろの経営の合理化に関する施策をやつて行くというふうにして組合に入つていないよりも入つていけるほうが非常にベターなんだ、より有利なんだ、こういう実感を与えるような方向にできるだけ持つて行きたい、こう考へておるわけでありませう。

○油井賢太郎君 地方の生産組合に参りますと、元は品質検査ということが強制的に行なわれ、それによつて検査料というふうなもので組合の維持を図るというふうなことをやつておつたのですが、ところが最近自由時代になつてから別に強制的な検査というものがありませんので、結局費用のかかる検査は受けないほうが経費も少なくて済むという生産者の気持からそういう制度があつたとしても受ける人が少い、かような状態になつておられます。そこで實際国民生活上から言いますと、どういふ結果が出るかと言いますと、検査の十分に行なわれない商品というものはやつぱり欠陥がそこに相当多いのです。そのために消費者階級におきまして今までもより優秀な品物を手に入れるといふことになしに、非常に粗製濫造品が入つて来るということになつて、同じ資材を使つてもその生命が短いといふことになつておられます。これは国家の経済上から見て非常なこれは不合理だと思ふのです。従つて私は協同組合等に対しては、殆んど生産協同組合に対しましては品質の検査の強制的権力を付与して置くという事は必要じゃないかと思ふのですが、こう

いふ点は長官として考へてありませんか。

○政府委員(小笠公昭君) 御指摘の点は御尤もだと私は思ふのでございませう。ただ現在の法制の下におきましては、強制力を民間団体に持たせるといふ例が非常に少いのであります。協同組合にもこういうふうな権力が実はないのであります。これをどういふふうな形に持つて行くかということは今後の日本の経済の民主化の線と合せながら十分検討をして行かなければならぬのじやないかと私は思ふのであります。検査制度につきましては、御承知の通り、国営検査制度といふゆる民間団体による自治検査制度、こういうふうな二つの制度になつておるのであります。民間によるこの検査というものは大体的な見地からいへば御指摘のような品質管理、或いは資材の有効活用といふような見地から考へて行くといふことは十分検討しなければならぬと私は思ふのであります。

○油井賢太郎君 長官がさういふふうな考へがあるのなら、私はあえて民間団体の検査でなくとも、輸出品の検査をする国営の検査所を作つて、そこで強制的に生産品というものはすべて検査する。併し国営検査所に対する費用といふものは検査を受けるほうで、これは結局受益者になると思ふのです。検査を受けた品物に対してはやはり市場価値が高まると思ふのです。そういうふうな制度で以て、まだ日本の生産技術の向上という点か、或いは徳義心という点か、そういう点から見ても生産品が必ずしも良心的なものばかりでもないと思ふのです。そういうふうな方向で以て一刻も早く今の混乱状態になつ

ておる品質粗悪の経済界の商品を改良して行くという方策をとられたらと思ふのですが、これは長官において特に御留意願いたいと思ふのです。大體私にはもうこの程度でやめておきます。

○理事(古池信三君) それでは小笠長官がさういふと私用があるのですが、もうよろしくございませうか。

○佐多忠隆君 それじやちよつと一点だけ……今度の改正によりまして、預金の受入れ或いは貸付の対象、これは組合の構成員になるわけでは非が、そうなければやはり金庫としては非常に積極的にならうという方面からの業務拡充といひますか、進められておると思うのですが、さうなるか、既存のいろいろなその他の金融機関、或いは信用金庫等々の間に相当な競合なり、対立を生ずると思ふのですが、それらの信用金庫、或いは無尽、又は国民金融公庫、それらのものと何といひますか、体系的な基準といひますか、規格といひますか、そういうものは混乱のないように運営をして行かれる用意な、お見込みがあるのかどうか、その辺をどういふふうにお考へになつておるかを御説明願ひたい。

○政府委員(小笠公昭君) このたびの改正によりまして、既存金融機関に対して影響が起りやせんか。特に預金の吸収の問題について御心配の点が起るわけでありませう。これは例へば先般東京都の都民銀行が近く発足することになつております。これは設立経過を見まして、できるだけ新しい機構の見えることにつきましては、既存の金融機関は歓迎いたしません。併しながら私は現在の中小企業金融といふのはいろいろパイプといひますか、線を強化し

て行かないと、なか／＼中小企業の各方面への水が流れにくいのではないか、こういうふうにお考へておるのであります。従いまして現実に既存金融機関にどれだけの影響があるかといふことにつきましては、はつきりした見通しも付きませんが、一方におきましてこれは率直に申し上げますと、商工中金の窓口は各県に一つずつということに実はなつて、まだ全部揃つていないといふような状況に相成つております。

従いまして、果して預金吸収の面にどれだけの伸び得るかという点についてはいろいろな想像ができて得ると思ふのであります。だから市中の、例へば各府県にばつ／＼できておる中小企業専門の地方銀行のような影響力というものは私は持ちにくいのではないか。持つたほうがいいと私は希望いたしますが、なか／＼實際問題として持ちにくいのではないか。窓口をどん／＼拡げて行くといふこともなか／＼困難であるといふふうにお考へておるわけでありませう。ただ御指摘の点でこれから問題になりますのは、中小企業がいろいろパイプを引いておる、線を引いておる、このパイプの一つの系統を与えなければならぬ、体系を与えなければならぬ。私はその段階に來ておると思ふのであります。その体系の付け方についてどうするかという問題につきましては、まだはつきりした成案を與へ持つておりませんが、これは早急に一つの体系を持つて、そうしてできるだけ各金融機関の立場々々、分野といふものを持つて中小企業に深く広く入つて行けるようにしたいと、こういうふうにお考へております。

○理事(古池信三君) それでは長官に退席してもらつてよろしくございませう。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○理事(古池信三君) ではどうぞ――あとに中小企業庁の金融課長が残つておられます。ほかに御質疑は……。

○油井賢太郎君 提案者に二、三お伺ひしておきたいのですが、先ほど私、長官と質疑応答しましたが、組合員が直接金を借りられるという制度を開くのは大変結構なことではありますけれども、組合の承諾を得るという条件、これは堅持されるのですか、組合の承諾がなければ中金では直接貸出しはしないといふことですか。

○衆議院議員(中村幸八君) 組合員にまで取引の対象を拡げますと、先ほど御心配のような組合の結果を地味やしないかという心配がありますので、組合の承諾を得た上でなければ貸出しをしないといふことは是非ともやりたいと考へております。

○油井賢太郎君 それから、この承諾を得る場合において、承諾料といひますか、そういう料金を取られるのか、或いはこの承諾の定義と申しますか、範囲といふのはいゆる保証の線までにお考へになられるのですか、この点はどうでしょう。

○衆議院議員(中村幸八君) 保証まで拡張する考へは持つておりません。それから承諾についての承諾料を取るかどうかお尋ねでございませうが、これはなるべくさういふようなことはしたくないと考へております。

○油井賢太郎君 提案者の提案理由の一つとしては、預金ということも相当これで以て吸収できるというお話です

鋪に制限しないで、産業の盛んな府県とか或いは北海道のごとき非常に広大な地域の場合には出張所を數個所設けるといふことも考えて参りたいと思つております。それからなお現在商工中金の所屬の信用協同組合が三十あるものであります。この三十のうちには一部の信用協同組合に商工中金の事務を代行さしているものもあるそうでございますから、この点附加えて申上げます。

○油井賢太郎君　では他の金融機関に代行させることは、別に法律で定めなくても適宜な措置はとれるのですね。

○衆議院議員〔中村幸八君〕　現行法の第三条の二項に「商工組合中央金庫前項ノ組合、連合会、銀行又ハ市街地信用組合ヲシテ業務ノ一部ヲ代理セシメントスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ」という事項がありまして、主務大臣の認可を受ければ、信用金庫等に事務を代行させることができるのであります。

○理事〔古池信三君〕　ほかに御質疑がございますか。――ほかに御発言がないようでありますから、質疑はこれで尽きたものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事〔古池信三君〕　御異議ないものと認めます。

それではこれから討論に入ります。御意見のおありのかたはそれ／＼賛否を明らかにし御述べを願いたいと思ひます。

○境野清雄君　私は国民民主党を代表しまして、本法案に賛成するものであります。併しながら本法案の改正点としては、僅かに預金受入れの対象を中

小企業協同組合の構成員にまで拡張し、貸付けの対象を所屬組合の構成員にまで拡張するといふ一点のみでありまして、かくのごとき改正によりまして、中小企業金融の打開というものは到底望み得ないところであると思ふのであります。中小企業全体としての資金源は私は毫増大しないのではないかと、商工中金の増加し得る預金の大部分は、他の中小金融機関が集める資金の流れ道を変えるだけでありまして、その半面商工中金の性格に大きな変動を与えたことは私は看過し得ないものでないかと、こういうふうに考へるのであります。中小企業自体として、年末決済資金として商工中金には五十億所要資金が要るのだ、こういうようなことを申し上げるのには、三億が引揚げを免れたというだけでありまして、この年末に際しまして今後手当を要する分が三十七億というような膨大なものがあり、昨日の大蔵大臣の私の質問への答弁というやうな面からこれを推察いたしますと、殆んど賄えないというやうな状況にありまして、今日のような緊迫した金融難の解決策としては、どうしてもその専門機関であるところの商工中金というやうなものゝの拡大強化を図らなければならぬといふことはもう差迫つた事実なんです。そこで商工中金につきましましては、商工中金法の第六条を改正しまして、政府出資金の増大化を図り、その一方商工債券の消化促進のため資金運用部資金、一般会計よりの貸付によりまして引受増加を図る等、いろいろの適宜の措置を急速に講ぜられようように私は強く要望いたします。

○佐多忠隆君 日本社会党を代表しまして、本法案に賛成の意を表明いたします。ただ私たちの場合強い希望を持つておりますのは、今お話のように提案理由にありますがやうな改正をやることは、中小企業金融の円滑を図るためには是非必要であります。先ほどの質問でも申し上げましたやうに、貸出の対象或いは預金の受入の対象が組合の構成員直接に拡張するといふことが、資金源の吸収にそれほどの役立たないのじやないかと、いふやうな話もいろいろありますが、同時にその半面においては信用金庫であるとか、無尽であるとか、その他既存のものつと小さな企業金融をやつていふところと競争をする結果、中小企業金融体系に若干の混乱を来すのではないかと。そういう点で先ほど長官の言明もありました。中小企業金融体系をもう少し体系的に整えて、体系的にその金融打開の方策を講じて頂きたい。その点について余り配慮がなされていらないので、単なる継ぎはぎに過ぎないやうな結果に終る危険性があると思ひます。その点を是非この次に改めて御配慮を願ひたい。更に只今も御意見があつたやうに、資金源の吸収の問題については殆んどある意味においては意義をなしていないので、非常に不十分であり、而も直接迫つていふところの中小企業の年末金融対策としては殆んど対策にならないやうな憾みが非常に多いのであります。その点については大蔵大臣の言明によりまして、殆んど何ら考へていないといふこととあります。それが、それは現在の破産、倒産が非常に続出するやうな形勢においてはな

な金融難を許さないやうな状況であります。従つてそれらに対しては、なお特段の対策を今からでも遅くないから更に考究し、急速に実施するといふことを是非強くお願いをして、この法案に賛成するものであります。○島清君 私本法案に対して結論的には賛成でございますが、併しながら私たちが賛成をしなければならぬといふやうな表面的な理由に、私はこの法案の成立後の危険性を感ずるものでございます。と申し上げますのは、只今幾野委員、佐多委員の両君から指摘されました点御尤もでございます。そこで両君から申し上げたことにつきまして私は重複を避ける意味におきまして私は申し上げませんが、いわゆる旧商工中金なるものが中小企業を対象にいたしましたところの金融機関といたしまして、私たちが政府なり中小企業の金融に對して力強く或いは要請もし、要求もして参つたのでございまして、この金融体系が改正案に見られるやうに、これが個人に或いは預金或いは貸出しをできるやうになりますと、普通銀行とちつとも変らなくなつてしまふ、そういうものが失われまして、その特殊性というものが失われまして、私たちが国家に對しまして中小企業の金融問題として強く要請することができなくなるといふ根拠を失ふ危険性があるものであります。従ひまして、まあ形式的な金融体系から申しますならば、中小企業の対象にします商工中金を、かように枠を拡大したといふことにつきましては、非常に金融が個人金融から組合金融に移行しつつあります際に逆行であるといふそりを免かれないと思ひ

ますが、私はその中に含まれていふところの将来のこの中小企業の金融の特殊性というものが失われることについて非常に危惧を持つたものであります。併しこの危惧を持ちながらもこの法案に賛成をしなければならぬといふところに或いは提案者のするさもあると思ひますけれども、どうか一つ提案者におかれましては、本法案の成立、施行に當りましては、強く監視を怠らないやうにして頂きたい、そういうことの警告を、なお将来といへどもこの監視を怠らないやうにしようといふことの警告的意義のことを発し、本法案に賛成をするものであります。○理事(古池信三君) ほかに御発言ございせんか。○松本昇君 私は自由党を代表いたします。結論においては本法案に賛成であります。ただ只今まで各委員から要望されましたやうに、中小企業のこの商工組合中央金庫の改正案は、法案はできましたが、これが裏付になる金融といふことが實際大蔵大臣の御説明によると差當つてないし、この方面に向つての御考慮がどうかと思はれる点がありますので、これは単に年末金融だけでなく、我々としても心配いたしておりますのは、来春あたりも相当中小企業あたりは困ることは相当深刻なものがあるのじやないかといふやうに考へられますので、年末金融も最も大事であります。それと同時にやはりこの来春あたり、殊に三、四月頃まではなおかなり深刻になつて来るやうな様相であります。この際でございますら年末金融と同時に、この今後来春もそうであるが、その後引続いてやは

り我々がかねて希望しておりましたこの組合員まで拡げて行つてもらいたといふ直接貸付、これに對しての裏付になる金融を確保して頂くことを切に要望いたしまして、本法案に賛成いたします。○理事(古池信三君) それではほかに御発言ないやうであります。○山川一君 緑風会といたしまして、各委員と御同様本法案に賛成いたします。但しこの運営に關しましては、先ほど来いろいろお話がありましたやうに、十分万全を期して頂きたいといふことを附しまして、御賛成を申し上げます。○理事(古池信三君) ほかに御発言はないやうでありますから、これを以てまして討論は終結したものと認めて御異議ありませんか。○理事(古池信三君) それでは御異議ないものと認めます。これより採決に入ります。商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案について採決をいたします。本法案を原案通り可決することに賛成のかたの挙手を願ひます。○賛成者挙手 ○理事(古池信三君) 全会一致と認めます。よつて本法案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。なお本会議における委員長、口頭報告の内容等、事後の手續は慣例によりまして委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。○異議なしと呼ぶ者あり ○理事(古池信三君) 御異議ないと認めます。次に本案を可とされましたか

たは、例により順次御署名を願います。

多数意見者署名

廣瀬與兵衛	中川 以良
松本 昇	山内 卓郎
山川 良一	佐多 忠隆
島 清	境野 清雄
西田 隆男	油井賢太郎

○理事(古池信三君) それではこれから企業合理化促進法案の予備審査に入りたいと思います。ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○理事(古池信三君) それでは速記を始めて下さい。

この企業合理化促進法案の取扱方につきまして、只今皆様と御懇談をいたし、皆様の御意向を伺つたのであります。もう会期も接近しております。重大なる法案でありますから、なお慎重に審議をする意味合いを以ちまして、継続審議ということにいたしたいという御意見が皆さんの揃つての御意向のようでありますから、さように取扱うことに決定いたしたいと存じます。御異議はございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(小池信三君) それではさように取扱います。

なおこの法案の重大性に鑑みまして、成るべく十二月中に上げることが必要であらうと認められるから、できるだけ早く上げるようにしてもらいたいという希望が中川委員から出ておりました。これは併し境野委員からは条件としては困るというお話でありまして、御尤もなものと存じます。我々委

員会としては極力勉強をして、この議員の職責を果すことに努めたいということに御了承を願いたいと存じます。
〔了承と呼ぶ者あり〕
それでは本日の委員会はこれで散会いたします。
午後零時十二分散会

昭和二十六年十二月二十二日印刷

昭和二十六年十二月二十四日發行

参議院事務局

印刷者 印刷 行